一　法第四十九条第四項第一号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
ロ　都市計画法第三十条第二項の書面に相当する書面及び同項の図書に相当する図書
二　法第四十九条第四項第二号に掲げる事項　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第三十四条第二項の図面又は書類に相当する図面又は書類を添付した同条第一項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に相当する書類
三　法第四十九条第四項第三号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　都市計画法第六十条第一項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
ロ　都市計画法第六十条第三項各号に掲げる書類に相当する書類
四　法第四十九条第四項第四号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　次に掲げる事項を記載した書類
(1)　法第四十九条第四項第四号の許可に係る土地の所在、地番、地目及び面積
(2)　法第四十九条第四項第四号の許可に係る農地の転用によって生ずる付近の農地（法第二条第六項に規定する農地をいう。以下同じ。）、作物等の被害の防除施設の概要
(3)　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五条第一項の許可に係る次に掲げる事項
(i)　当該許可に係る権利の設定又は移転の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
(ii)　当該許可に係る土地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合には、当該権利の種類及び内容並びにその設定を受けている者の氏名又は名称
(iii)　当該許可に係る権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容
ロ　法第四十九条第四項第四号の許可に係る土地の位置を示す地図及び土地の登記事項証明書
ハ　法第四十九条第四項第四号の許可に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
ニ　法第四十九条第四項第四号の許可に係る復興整備事業（法第四十六条第二項第四号の復興整備事業をいう。以下同じ。）の実施主体が被災関連市町村等（法第四十六条第三項に規定する被災関連市町村等をいう。以下同じ。）以外の者である場合にあっては、当該復興整備事業に係る資金計画
ホ　申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面）
ヘ　法第四十九条第四項第四号の許可に係る復興整備計画が法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合にあっては、次に掲げる事項
(1)　当該復興整備計画の区域における被災関連市町村（法第四十六条第一項に規定する被災関連市町村をいう。以下同じ。）の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項
(2)　(1)の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項
五　法第四十九条第四項第五号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　次に掲げる事項を記載した書類
(1)　法第四十九条第四項第五号の許可に係る土地の所在、地番、地目及び面積
(2)　法第四十九条第四項第五号の許可に係る開発行為が宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更である場合にあっては当該土地の形質の変更後の土地の用途、当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては新築、改築又は増築の別並びに当該新築、改築又は増築後の当該建築物その他の工作物の用途及び構造の概要
(3)　法第四十九条第四項第五号の許可に係る開発行為により農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第四項第一号及び第二号に規定する事態が生ずることを防止するための措置の概要
ロ　法第四十九条第四項第五号の許可に係る復興整備計画が法第四十六条第一項第一号に掲げる地域をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合にあっては、前号ヘ(1)及び(2)に掲げる事項
ハ　法第四十九条第四項第五号の許可に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面
六　法第四十九条第四項第六号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　法第四十九条第四項第六号の許可に係る開発行為に関する計画書及び図面
ロ　法第四十九条第四項第六号の許可に係る開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書面
七　法第四十九条第四項第七号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可に関する事項　法第四十九条第四項第七号の許可に係る立木の伐採に関する計画書及び図面
ロ　森林法第三十四条第二項の許可に関する事項　法第四十九条第四項第七号の許可に係る森林法第三十四条第二項本文に規定する行為に関する計画書及び図面
八　法第四十九条第四項第八号に掲げる事項　次に掲げる書類
イ　法第四十九条第四項第八号の許可又は届出に係る次に掲げる事項を記載した書類
(1)　行為の種類
(2)　行為の目的
(3)　行為の場所
(4)　行為地及びその付近の状況
(5)　行為の施行方法
(6)　行為の着手及び完了の予定日
ロ　行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
ハ　行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
ニ　行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
ホ　行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面
九　法第四十九条第四項第九号に掲げる事項　同号の許可に係る漁港名及び行為の内容を記載した書類
十　法第四十九条第四項第十号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
イ　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可又は同条第三項の規定により読み替えて適用する同条第一項の協議に関する事項　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第三条の五第一項各号に掲げる書類
ロ　港湾法第三十八条の二第一項の規定による届出又は同条第九項の規定による通知に関する事項　次に掲げる書類
(1)　港湾法第三十八条の二第二項各号に掲げる事項に相当する事項を記載した書類
(2)　港湾法第三十八条の二第三項の書類

附　則

この告示は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。